

○浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金交付要綱

平成21年 2月 6日

告示第20号

**改正** 平成21年 3月11日告示第35号  
平成22年 3月31日告示第44号  
平成23年 3月29日告示第23号  
平成24年 7月 5日告示第75号  
平成25年 3月29日告示第42号  
平成26年 4月21日告示第63号  
平成30年 3月26日告示第18号

(趣旨)

**第1条** 市長は、障がい者及び障がい児の自立した日常生活及び社会生活の促進を図るため、地域活動支援センターを経営する事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、その経営する事業に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(平22告示44・一部改正)

(定義)

**第2条** この要綱において「地域活動支援センター」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第27項の地域活動支援センターをいう。

(平25告示42・平26告示63・平30告示18・一部改正)

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる事業者は、法第79条第2項の規定による届出をしている医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の法人とする。

(平22告示44・一部改正)

(補助対象経費)

**第4条** 補助の対象経費は、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担

金補助及び交付金その他の地域活動支援センターを運営する事業を行うために必要な経費とする。ただし、作業工賃を除く。

(平22告示44・一部改正)

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 別表の実利用人員の欄に掲げる区分に応じ当該補助基準額の欄に掲げる額に同表の機能強化事業分の欄に掲げる額を加えた額について、当該地域活動支援センターの補助対象事業利用者（次に掲げる者をいう。別表において同じ。）に係る年間利用延べ人数を当該地域活動支援センターの年間利用延べ人数で除した数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数。以下「補助対象利用者率」という。）を乗じた額に、当該年度において当該地域活動支援センターが開所した日が存する月数を乗じた額を12で除した額

ア 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児

イ 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて、同項に規定する特定施設への入所前に本市に居住していた者

ウ その他市長が必要と認める者

(2) 補助の対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助対象利用者率を乗じて得た額

(平21告示35・平22告示44・平23告示23・平24告示75・一部改正)

(交付の申請)

**第6条** 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長が定める期日までに、浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(平22告示44・一部改正)

(交付の決定の通知)

**第7条** 規則第6条の規定による通知は、浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（平22告示44・一部改正）

（変更等の承認）

**第8条** 前条の規定による補助金を交付する旨の決定を受けた事業者は、補助金に係る事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金変更等申請書（別記第3号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

**第9条** 規則第12条の規定による報告は、経営事業の完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金実績報告書（別記第4号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（平22告示44・一部改正）

（補助金の額の確定の通知）

**第10条** 規則第14条の規定による通知は、浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金額確定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（平22告示44・一部改正）

（請求）

**第11条** 規則第15条の規定による請求は、浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

（平22告示44・一部改正）

（補助金の概算払いの請求及び精算）

**第12条** 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金概算払交付請求書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた事

業者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金概算払精算書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（平22告示44・一部改正）

（補則）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

**附 則**（平成21年3月11日告示第35号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月31日告示第44号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月29日告示第23号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年7月5日告示第75号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日告示第42号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年4月21日告示第63号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成30年3月26日告示第18号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**別表**（第5条第1号）

（平22告示44・平23告示23・一部改正）

類型	実利用人員	補助基準額	機能強化事業分
I型	20人以上	9,430,000円	6,000,000円
II型	19人以上	9,430,000円	3,000,000円
	18人	9,160,000円	

	17人	8,890,000円	
	16人	8,620,000円	
	15人	8,350,000円	
Ⅲ型	14人以上	8,080,000円	1,500,000円
	13人	7,810,000円	
	12人	7,540,000円	
	11人	7,270,000円	
	10人	7,000,000円	
	9人	6,460,000円	
	8人	5,920,000円	
	7人	5,380,000円	
	6人	4,840,000円	
	5人	4,300,000円	

備考

- 1 この表において「類型」とは、市長が実利用人員、実施事業等を勘案しあらかじめ別に定める地域活動支援センターの類型であって、法第79条第2項の規定による届出の際に、事業者が知事に申告するものをいう。
- 2 この表において「実利用人員」とは、当該地域活動支援センターの補助対象事業利用者に係る年間利用延べ人数を当該地域活動支援センターの当該年度における開所日数で除した数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）をいう。